

○横山参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第4回「盛土による災害の防止に関する検討会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日も、御多忙の中御出席いただき、誠にありがとうございます。

内閣府防災担当の横山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日も、前回と同様、オンライン併用による会議形式を取らせていただいております。

オンラインで御参加の方は、ハウリング防止のため、御発言する場合以外はマイクをミュートにさせていただくとともに、可能な限りイヤホンの着用をお願いいたします。

会場の方は、お手元のボタンを押すとマイクの先のほうの赤いランプが点灯してマイクがオンになりますので、その状態で御発言いただけますようお願いいたします。

続きまして、委員の皆様の御出欠でございますけれども、櫻井委員、袖野委員、若井委員におかれましては、欠席の御連絡をいただいております。

河野委員におかれましては、宮崎県危機管理統括監小田様に代理で御出席いただいております。

委員の皆様におかれましては、本日もどうぞよろしく願いいたします。

関係府省からも、いつものとおりオンライン等で参加してございますので、よろしくお願いいたします。

ここで、マスコミの方々は一且御退室をいただければと思います。今回は最終回のため、議事の終了後に座長と統括官から閉会挨拶を予定してございますので、その際には再び御入室いただき、カメラ撮りをしていただけるように差配したいと思います。時間になりましたらまたお声がけいたしますので、一旦御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○横山参事官 議事に入る前に、会議、会議録並びに会議資料の公開について申し上げます。

事前に御案内のとおり、今回は会議を公開といたしまして、マスコミの方々には別室で傍聴いただいております。

会議録につきましては、皆様に御確認いただいた後に、発言者のお名前も記載した形で公表することとしてございます。

資料につきましても、本日の会議終了後に速やかに公開することとしてございます。

それでは、ここからの進行は中井座長にお願いしたいと存じます。

座長、よろしくお願いいたします。

○中井座長 座長の中井でございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日は、議題の（１）としまして「盛土の総点検に関する暫定とりまとめ」についての御報告をいただきます。議題の（２）としましては「盛土による災害の防止に関する検討会 提言（案）」について御議論いただきたいと思いますと考えております。

それでは、早速、事務局から議題の（１）「盛土の総点検に関する暫定とりまとめ」について御報告をお願いいたします。

○岩見公共事業企画調整課長 国土交通省公共事業企画調整課長の岩見でございます。私のほうから、盛土の総点検につきまして御説明をいたします。

資料を出していただきまして、１枚目は前回と同じ資料で「盛土の総点検の進め方について」でございます。説明は省略させていただきます。

２枚目は、この有識者会議の中で総点検の年内暫定取りまとめをすることになっておりまして、これが年内暫定取りまとめの内容でございます。点検すべき箇所、全国約3.6万か所のうち約2.8万か所、約8割について目視等による点検完了の報告が来ているところでございます。残っている箇所もございしますが、年度内に大半の都道府県で目視等による総点検が完了する見込みでございます。点検４項目のうち、いずれかの点検項目に該当する盛土は約1,400か所あるということでございます。

少し詳しい説明をさせていただきます。下のほうに四角を書いておりますが、11月末時点における点検結果をもって年内の暫定取りまとめとさせていただいております。箇所としては3万6226か所でございます。前回、10月中旬時点の資料でお示ししましたのが約4万か所となっておりますが、集計結果、正確な数字として3万6226か所が点検すべき対象箇所でございます。このうち目視等による点検が完了した箇所は、前回の資料では約1万4000か所としておりましたが、2万8152か所ということでございます。

この2万8152か所のうち、①から④の項目は、１枚目の目視点検するとき点検の観点というのがございます。①から④までございしますが、この観点に該当したものであるということで集計をしているところでございます。2万8152か所のうち①に該当したものの、すなわち許可・届出等の手続が取られていなかった盛土といたしまして743か所、②に該当したものといたしまして660か所、③に該当したところといたしまして657か所、④に該当したところといたしまして137か所でございます。①から④の計上の仕方は重複がございます。例えば、1つの盛土で①にも該当しているし、③にも該当しているといった場合がございます。そういった重複を除くと、①から④のどれか1つにでも該当したものといたしまして、1,375か所がございます。

このうち、①、②、④に該当する箇所につきましては、今後、各法令に基づく行政上の措置の実施が必要となると考えている箇所でございます。それから、③に該当する箇所といたしましては、必要に応じ、詳細調査等を実施すると考えている箇所でございます。いずれにいたしましても、①から④のいずれかに該当する1,375か所が直ちに危険なものであるとは限らないものでございます。③についても同様でございます。例えば、①、②、④に該当する箇所につきましては、行政上の措置を既に実施している自治体もあると

聞いているところでございます。また、③の必要な災害防止措置が確認できなかった盛土657か所の中には、例えば災害防止措置の要否、災害防止措置が要るのかどうかということも判断できないような盛土も含まれているというものでございます。

いずれにいたしましても、今後、法令に基づく行政上の措置の実施が必要になってきたり、あるいは必要に応じ詳細調査を実施していった中で危険箇所の有無や程度が明確になってくるというものでございます。ということで、直ちにこれが危険な箇所であると限ったものではございません。

次のページでございますが、総点検の対象箇所数の土地利用規制等別の整理をしたところでございます。横軸に土砂災害警戒区域、山地災害危険地区とございますのは、また1枚目に戻っていただきまして、重点点検対象エリア及び重点点検箇所に挙げています①、②、③の該当箇所に当たるものでございます。一番右の欄に左記以外の箇所と書いてございますが、これは各地方公共団体において点検が必要と考える箇所ということで挙げられている箇所でございます。例えば住民からの通報であったり、地理院からの判別したデータであったり、そういったところで点検の対象箇所として挙げられているものでございます。縦軸のほうには土地利用規制の別が書かれているところでございます。全体の合計といたしましては、重複除き3万6226か所ということで、先ほどの総点検箇所数と同じ数字になっているところでございます。この2種類の集計を年内暫定取りまとめということで集計させていただいているところでございます。

最後のページでございますが、今後具体的な対応を自治体がしていくに当たりまして、その支援措置としての緊急対策事業ということで、国土交通省、農水省、林野庁、環境省が令和3年度の補正予算案において約20億円を計上していると。この資料も前回の資料と同じ資料でございますので、詳しい説明は省略いたします。

説明としては以上でございます。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について御質問やコメントのある委員の皆さんは御発言をお願いしたいと思います。

ウェブ会議内のチャット機能で「発言あり」と入力していただいた上で、こちらから順に指名をさせていただきたいと思います。

大原委員、どうぞ。

○大原委員 御説明について、ありがとうございました。

先ほど必要な災害防止措置が確認できなかった盛土が657か所あるということで、その中にはそもそも措置が必要かどうか分からないものも含まれているという話でしたが、来年の出水期や、いつ起こるか分からない地震とかを考えますと、これらの盛土の近隣住民は不安な日々を過ごすのかなと思っています。そういう点では、危険性が分かった盛土について、お住まいの近隣住民の方に何かお知らせするのかなのか、確認させていただけたらと思います。

また、先ほどそれらについての緊急事業も行うということですが、来年の出水期までの程度これが進むということなのかも併せて教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○中井座長 いかがでしょうか。

○岩見公共事業企画調整課長 基本的に③必要な災害防止措置が確認できなかった盛土につきましては、各自治体の判断になりますが、必要に応じ、詳細調査等を実施して、本当に危険かどうかということですか、あるいはその程度を明確にしていくところがございます。その上で危険だということになれば、すぐに対策を実施しなければいけないと考えているところがございます。そういったことも踏まえて全般的に、この箇所についてどのようにして公表するのかというのは、各自治体の判断だというふうに考えているところがございます。

また、対策を実施するに当たっては、応急対策というような比較的短時間といいますか、しっかりと擁壁を立てるというよりも、もう少し早い時間で済むような応急対策工というのも補正予算の中で計上しているところがございます。そういったものも活用するものだと考えております。

以上です。

○中井座長 大原委員、よろしいですか。

○大原委員 はい。理解いたしました。ぜひよろしくお願いします。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、勝見委員、お願いいたします。

○勝見委員 よろしくお願いいたします。

非常に短い時間で膨大な数の盛土の点検を進めていただいたということでございます。関係者の方々には敬意を表したいと思っています。

御説明にもありましたように、何らかの点検項目に引っかかった盛土がおよそ1,400あるということで、先ほど岩見課長からも御説明がございました、私の想像でもございますけれども、この1,400はいろいろなものが千差万別なのではないかなと思ひまして、その中に幾つか非常に災害の危険性の高い盛土があると想定ができるのだらうと考えておりますので、御説明の中にもあることと重複するかもしれませんが、今後、指導・勧告などをしっかり行っていただくことになると思ひますし、必要なものについては詳細調査等を実施して、危ない盛土を特定するという作業をしっかり進めていただく必要があるのだらうと考えております。

さらに、その次ということになりますと、今日の資料の範囲外かもしれませんが、次は何らかの対策、それから、対策のためのより具体的な調査ということになっていきます。先ほどの御説明でも少しございましたけれども、自治体のほうで主体的に進めていただくと理解しておりますけれども、この後の議題にも関連するのかもしれませんが、自治体の執行体制についても十分御配慮いただく必要があるのだらうと考えています。現場に

よってはいろいろな事情によって、非常に難しいところがあると思いますので、そういう現場を取りこぼさないように、場合によっては少し長いサポート体制などもぜひ御配慮いただく必要があるのではないかなと考えております。よろしく願いいたします。

○中井座長 ありがとうございます。御意見ということでよろしいでしょうか。

○勝見委員 はい。

○中井座長 それでは、続いて、柚木委員、お願いいたします。

○柚木委員 柚木です。よろしくお願いいたします。

先ほど御説明いただいた中で1つ、今後の集計に際してということなのですが、先ほどの点検4項目に該当する1,375か所について、土地利用規制ごとにどれぐらいそれぞれ対象があるのかということについてもぜひ集計をお願いできればと思っております。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。こちらは恐らくこの後の分析の中でそういう作業をしていただけるものと理解しておりますけれども、それでよろしいですか。

○柚木委員 よろしく申し上げます。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、続いては、内田委員、お願いいたします。

○内田委員 内田です。よろしくお願いいたします。

すごく細かい話で恐縮ですが、この点検結果ですけれども、今の1,375か所について、母数は2万8152ということによろしいのですか。それとも、手続等だけは全部確認されているのでしょうか。

○中井座長 事務局、お願いします。

○岩見公共事業企画調整課長 すみません。質問がよく聞き取れなかったので、もう一度お願いできますか。

○中井座長 資料1の2ページ目の一番下に重複を除くと1,375か所とありますが、これの母数は目視等による点検が完了した箇所数の2万8152か所によろしいのでしょうかという御質問です。

○岩見公共事業企画調整課長 そのとおりです。

○中井座長 よろしいですか。

○内田委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、すごく細かい質問で恐縮です。この①と②の重複もあるという理解でいいのですか。

○中井座長 こちらは事務局、いかがですか。

○岩見公共事業企画調整課長 すみません。よく聞き取れなかったのですが。

○中井座長 ①と②の重複しているような例はあるのかという御質問です。

○岩見公共事業企画調整課長 ①と②で重複している例もあります。

○内田委員 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、武山委員、お願いいたします。

○武山委員 武山です。

先ほど質問が出た同じ箇所なのですが、①、②に当てはまらないのだが、③にのみ当てはまるというケースはあり得るのでしょうか。質問です。

○中井座長 事務局、どうぞ。

○岩見公共事業企画調整課長 ①、②は当てはまらないのだけれども、③に当てはまるという箇所もあれば、この1,375か所の中に計上されているということでございます。

○中井座長 実際にあるかどうかはここでは確認できませんか。

○武山委員 分かりました。①、②、つまり適切な届出・許可が取られている、かつ手続内容と現地の状況がきちんと整合していると、適切な手続が取られているにもかかわらず③、つまり災害防止措置が確認できないということがあり得るとしたら、こういった事例こそ着目をして、しかるべき手続の整備であるとか法律の整備が必要なところだろうと思いますので、今後の情報の精査、今回の調査結果の精査の際に、ぜひそういったことにも着目いただけたらなと思いました。これは意見です。

以上です。

○中井座長 私の理解では、必要な災害防止措置が確認できなかったというのは、多分、まだ目視点検なので、目に見えないところではきちりやられているのかもしれないけれどもというものも含まれているという理解でよろしいですね。

○岩見公共事業企画調整課長 そういうことです。

○中井座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。もし、御発言あるいは御質問がもうないということでしたら、時間の都合もございますので、次の議題に移らせていただきたいと思えます。

それでは、続きまして、議題の（２）の「盛土による災害の防止に関する検討会 提言（案）」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○盛谷社会資本整備政策課長 国土交通省社会資本整備政策課長の盛谷でございます。よろしくをお願いいたします。

私のほうからは、資料２、本検討会の提言案について御説明させていただきます。

前回、12月10日の会議にて御意見を頂戴いたしましたので、それも踏まえさせていただきます。修正はかけさせていただいていると思っております。説明は少々前回と重複する部分があるかもしれませんが、最後ということもありますので、改めて一通り説明させていただきたいと思えます。

1 ページ目から御覧いただければと思います。1 ページは、前は白くなっていましたが、「はじめに」ということで、ここに文章が入りました。提言とりまとめに当たりまして、検討会からいただくメッセージ的なものという位置づけでございます。

2 ページに参りまして、1. でございますが、こちらは先ほどありました総点検について御紹介をしているパートということとなります。(1) では総点検の経緯、それから進め方が入っております。

3 ページにいきますと、総点検の状況でございますけれども、11月末の暫定的な数字として、先ほどございました数字が入っているということでございます。

4 ページもその数字が入っているということでございます。

5 ページにいきまして(2) 関連する法制度の状況でございますけれども、①といたしまして、建設工事から発生する土と土地利用に関する法制度の概要ということでございます。建設工事から発生する土につきましては、コンクリート塊等の廃棄物が混じっているものと混じっていないものに大別されるということでございますが、廃棄物が混じっている土につきましては、分別した上で、廃棄物については廃掃法に基づいて適切に処理を行う必要があると。廃棄物が混じっていない土につきましては、再生資源として利用促進が特に必要であるということで、その整理を改めて確認ということでございます。

その下の12行目辺りから、土地利用に関しまして、盛土が行われる場合の土地利用区分に応じて規制がいろいろかけられるわけですが、それについて整理を行ったということを書いております。前回と比べて少し記載ぶりを変更させていただいております。

その整理を行ったものが6 ページの表になります。

7 ページをおめくりいただきまして、②土地利用区分と盛土に関する現行規制の状況ということでございます。都市地域、森林地域等々の各地域に対します規制内容について比較を行ったということでございますが、これは最後のほうにありますけれども、参考資料1 から4 というところで表として整理をさせていただいているところでございます。こちらの説明は省略をさせていただきます。

9 ページを御覧いただきまして、③盛土に関連する条例の状況でございますけれども、こちらも前回御紹介したとおりですが、全国26の都府県、400を超える市町村におきまして、独自の条例が制定されているということでございます。その主な規制内容等につきましては、10ページのように表で整理をさせていただいております。

それから、11ページを御覧いただいて、④廃棄物に関する現行の規制でございますが、廃棄物につきましては、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有しているということで、廃棄物処理法に基づいて厳格に規制されていると。廃棄物が混じっている土につきましては、建設現場等において判定を行って、土と廃棄物にできるだけ分別した上で、廃棄物については廃掃法に基づいて適切に処理を行うということでございます。細かい制度についても紹介をさせていただいているということでございます。

12ページに参りまして、⑤は前回の検討会での御指摘を踏まえて記載させていただいている部分でございますが、太陽光発電に関する現行の規制ということでございます。発電事業者の適切な事業実施の確保を図る観点から、平成28年には再エネ特措法が改正されておりまして、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな制度が創設されているこ

とと、それから、太陽光発電設備を設置する場合には、電気事業法に基づきまして、設置者に対しまして技術基準への適合義務が生じるということでございます。

さらには、18行目辺りですが、太陽光発電設置に際しまして、盛土等の土地造成が必要となる場合には、その箇所におけます土地利用区分に応じて、様々な土地利用制度に基づいた規制がかけられるということでございます。

土砂災害等の環境保全上の懸念も生じておりまして、令和2年からは環境影響評価法の対象事業としても追加されているということでございますが、そうならない規模の太陽光発電事業につきましても、ガイドラインで土地の安定性を確保するために適切な対策を実施する必要があるということでございます。

13ページに参りまして、(3) 静岡県熱海市の土石流発生箇所における土地利用規制等の状況でございます。こちらは前回と同様でございます。注書きで太陽光の記述を少し追加させていただいております。

15ページに参りまして、2. 危険な盛土箇所に関する対策ということになります。総点検等で確認されました災害危険性の高い盛土につきましては、安全性を確保するための対策を早期に実施する必要があるわけでございますが、対策につきましては、基本的には行為者による是正措置が求められるということでございます。ただ、行為者による是正措置を基本とした場合に、時間がかかってしかたがない場合がございますので、そうした場合には緊急性等を踏まえながら地方公共団体等による対策も含め、実施する必要があるということ。場合によっては、長期間にわたってソフト・ハード両面での継続的な支援を行っていくことが求められるということを書かせていただいております。

(2) 行為者等に対する法令上の措置の徹底ですけれども、基本的には撤去等に必要な是正措置を取るよう速やかに指導すること。あるいは行政処分等につきましても、躊躇なくこれを行って厳正に対処していくべきものであるということでございます。

16ページでは(3) 危険箇所対策等ということございまして、危険土砂の撤去などの危険箇所対策でありますとか、一時的に崩落等の被害を回避するための土のうの設置などによります応急対策、それから、災害危険性の高い盛土かどうかを確認するためのボーリング等の詳細調査というようなものを行っていく必要があるということでございます。災害危険性の高い盛土を対象に法令等に基づく行政処分等を行っても是正が困難であるという場合には、地方公共団体等におきまして行為者等によって速やかに危険箇所対策を行っていく必要があるということでございます。それに際しましては、国から地方公共団体に対しまして、行政代執行を含めた積極的な対策を支援していくということでございます。

それから、17ページ、(4) 危険箇所対策が完了するまでの間の措置ということでございますが、こちらは前回と変更ございませんけれども、安全が確保されるまでの間は監視カメラや定点観測ということで現地状況の監視を行うことが重要で、これに対しても国が支援していく必要があるということでございます。

18ページに参りまして、3. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組みでございます。基本的な考え方でございますけれども、9行目辺りからですが、廃棄物が混じっていない土は、水などと同様のどこにでもある自然由来のものであるということで、生活環境の保全上の支障を生じかねない廃棄物とは異なるものであるということでございます。したがって、土に関しましては、崩落等の安全性に配慮して、適切に活用あるいは自然に還していくべきものであるという考え方でございます。

その考え方に立ちまして、下のポツですけれども、廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは適切ではなくて、崩落により人家等に影響を与えないように、盛土等の崩落危険性を解消するための規制を強化することが重要であるということでございます。

また、いろいろな業界で自主規制もあるという話でございまして、17行目辺りには民間事業者による自主規制、設計基準の適用を促すことも重要であるという一文もつけ加えさせていただいているということでございます。

23行目辺りには、こうしたことから、危険な盛土造成等を規制するための新たな法制度が必要であるということ、その制度を実効性のあるものにするためには、法施行体制・能力を強化することが必要で、制度を所管する関係部局間の緊密な連携が重要であるということでございます。

29行目、それに併せてですけれども、建設現場から搬出される土につきましては、搬出先の適正を確保するための方策を講じることが大切であるということでございます。さらには、土壤汚染の懸念がある場合には、土壤汚染対策法等に基づいて適切に対応していくということ。太陽光発電につきましても、近年の抑制的な条例が制定される動きもありますので、そうした地域の懸念が高まっていることをきちんと踏まえた対応をしていくことが重要であろうということを書かせていただいているということでございます。

19ページに参りまして、(2) 危険な盛土等を規制するための新たな法制度の創設ということでございます。①国による基本方針の策定等とございますが、国が危険な盛土等への対策に関しまして総括的な考え方を示すための基本方針を策定するということでございます。その方針の下で地方公共団体には規制等を円滑に実施していただくということでございます。そうした構えでやっていくということでございます。

11行目辺りですけれども、規制に関する事務の遂行について、現在、主に都道府県知事が自治事務として処理していることも踏まえまして、新たな法制度につきましても同様とすることが合理的であろうと考えております。

それから、18行目辺りには前回の御指摘を踏まえまして、新たな法制度により全国的な規制を行うに当たっては地方公共団体において不適正な盛土による災害の防止等を目的としている条例との関係について整理する必要もあろうということを書かせていただいているということでございます。

②隙間のない規制ということでございますけれども、盛土等の行為の目的、土地の利用区分にかかわらず、許可に係らしめる措置を講ずる必要があるということでございます。

その規制に当たりましては、過度の私権制限とならないように、盛土等に伴う災害の発生防止の目的に照らして必要かつ十分な一定の対象区域を設定して行うことが適切であるということでございます。

20ページ、③盛土等の安全性の確保でございますが、盛土等が行われるエリアの地形・地質等に応じまして、災害の発生防止のために必要かつ十分な安全基準を設定し、その安全性を確保していく必要があるということでございます。

安全基準は全国一律のものにするということございまして、法律においてその基準への適合を求めていくことが適当であろうということでございます。

19行目辺りに前回の御指摘を踏まえて書いておりますけれども、条例等によりまして、地質や気象条件などの地域の特殊性に応じて安全基準を強化したり、安全対策のチェック項目等を上乘せしたりという必要性もあらうと思っておりますので、そうしたことを可能にするべきであるということを書いております。

④責任の所在の明確化と危険性の確実な除去ということでございます。土地の所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化すべきということでございます。さらには、必要なときには原因行為者に対しましても安全対策の実施を求めることも必要であるということでございます。

それから、21ページ、厳格な罰則を措置するべきだということでございます。現状の条例による罰則は抑止力として十分ではないという指摘もございますので、厳格な罰則を措置する必要があるということでございます。

22ページに参りまして、(3)法施行体制・能力の強化ということでございます。新たな法制度を実効性のあるものにすることが必要でありますので、先ほどの厳格な罰則を措置するというのもそうなのですが、それに併せて、監視、違反行為の早期発見、関係機関での情報共有や行政処分等、法の施行体制・能力を強化することが極めて重要であるということでございます。

11行目辺りですけれども、そのためにはまずは許認可権者である地方公共団体におきまして、新たな法制度所管部局と例えば廃棄物担当部局、警察といった関係部局間の連携を強化することが必要であるということでございます。さらには、地域一体となった不法盛土への監視体制を整えていくために住民等の皆様と連携していくということ。併せて、関連する事業者への対応も強化していく必要があるであろうということでございます。

16行目辺りに少し書き加えている部分がございますが、国としても地方公共団体の取組状況をしっかりと把握して、情報提供や助言を行って、国・地方の連携を強めながら、早期の執行体制の確立を促す必要があるのではないかというような書きぶりもさせていただいております。

①につきましては、不法盛土発見時の現認方法等のためにガイドラインをつくっていくべきであるということでございます。

②につきましても、地方公共団体における関係部局との緊密な連携が重要である。その

ために定期的に関係者による連絡会議、あるいは人事交流を行っていくべきであるということを書かせていただいているところでもあります。

23ページに参りまして、③許可地一覧の公表等の取組でございます。新しい法制度に基づいて許可を受けた盛土等につきまして、地方公共団体におきましても、その一覧の公表等を行っていく必要があると。そうすることによって、不法盛土を認識しやすい環境を整備するとともに、ワンストップの相談窓口を整備するというところで、通報しやすい環境を整備することが大切であるということでございます。

④関連事業者への対応でございますが、盛土の造成・運搬に関しましては、建設業者、トラック運送事業者、廃棄物処理業者等、関連する事業者がおりまして、それぞれ個別の事業法が存在しますので、違反行為があった場合にはそちらの業法の世界でも適切に処分等をしていくべきであるということでございます。

24ページ（４）建設工事から発生する土の搬出先の明確化等でございます。8行目辺りですけれども、自然由来のものである土につきましては、先ほどもありましたが、廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは、経済活動に対して過度の規制となるおそれがあり適当ではない。一方で、新たな法制度の創設と連携した建設発生土の発生側での取組として、建設発生土の搬出先の明確化等を行う必要があるということでございます。その明確化を行うに当たりましては、元請業者による取組と発注者側による取組とを一体的に強化していくことが重要であるということ。また、国はもとより地方公共団体や民間発注者につきましても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められるということでございます。

①元請業者による搬出先の明確化ですが、公共・民間工事の取組ということでございますけれども、こちら少し記述を増やしておりまして、搬出先の適正確保と資源としての有効活用を一体的に図っていくことが、建設発生土の不適正処理の防止に効果的であるということでございます。そのために資源有効利用促進法に基づく再生資源利用促進の仕組みを活用いたしまして、これを強化していくということが適切であろうということでございます。

具体的には、新たな法制度の許可等の有無の確認ですとか、土砂受領書等の確認を新たに義務付けてはどうかということでございます。

加えまして、再生資源利用促進計画の対象工事の拡大、書類の保存期間を延長することも大切であるということでございます。

25ページに参りまして、こちら少し記述を少し増やさせていただいておりますけれども、7行目辺りからでございます。発注者は建設工事の注文者ということで、自らの工事から発生する土砂とその適正処理について関心を持つべきであると。そして、必要な費用等を適切に負担することが求められるということでございます。特に継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者につきましては、建設発生土の適正処理にこれまで以上の積極的な役割を果たしていただくべきだということ、そうした旨をガイドライン等で明確

化すべきであるということでございます。

②公共工事の発注者による取組でございますけれども、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定利用とっておりますけれども、その取組を徹底していくということでございます。

26ページに参りまして、③建設発生土の更なる有効利用に向けた取組ということでございますが、発生土の工事間利用ということで、こうした取組も有効であろうということでございます。また、公共工事と公共工事の間だけではなくて、官民の工事間利用も促進していくべきであるということで、20行目辺りですけれども、官民有効利用マッチングシステムというものがありますので、そうしたものを積極的に活用していくということでございます。民間の世界におきましても、工事間利用の好事例について共有して行って、取組を求めていくということでございます。

24行目ですけれども、国では、工期と土質等の異なる工事との利用調整のために、自らの事業用地におきまして一時的に発生土を保管する取組を行っております。地方公共団体発注の工事におきましても同じような取組を行っていただきたいということでありま

す。28ページに参りまして、(5)廃棄物混じり盛土の発生防止等ということでございます。こちらの廃棄物が混じった盛土の発生を防止するためには、建設現場等におけます法令の遵守体制を強化していくことが重要であるということでございます。そのためには、①マニフェスト管理等の強化を行っていくということ、それから、②関連事業者の法令遵守体制の強化ということございまして、抜き打ちによる確認も含めまして、建設現場のパトロールの強化を図っていくべきだということを書いております。

飛びまして、30ページ、(6)盛土等の土壤汚染等に係る対応でございますけれども、こちらは汚染された土壤が盛土に不適切に利用されることを防ぐことが大切であるということでございます。もし土壤汚染の懸念が生じた場合には、土壤汚染対策法に基づきまして、早期の状況把握に努めていくと。また、必要に応じて人への影響を防止する合理的な措置を取ることも重要であるということを書いております。

それから、(7)太陽光発電に係る対応でございますけれども、まず、再エネ特措法の計画を認定する際の基準として、関係法令遵守ということがありますが、新しい法制度をつくったといたしましたら、その法制度も関係法令として新たに位置づけるべきであるということと、もし仮に違反した場合には厳格に対処していくべきであるということでございます。

それから、29行目辺りからですけれども、市町村が今、再エネを活用した事業、地域脱炭素化促進事業と申しますが、その対象となる促進区域を定めるよう努めることとされておりますが、その設定の検討に当たりましては、土砂災害防止の観点から、規制されているエリアについて近年の土砂災害等の懸念を踏まえつつ、土地の安定性を含む環境保全の観点から十分に考慮すべきということを書いております。

それから、31ページでございますけれども、発電用太陽電池設備に関します基準でございます。発電設備の技術基準につきましては、ガイドラインが策定されているということでございます、これを設置者に適切に遵守させるために周知を徹底していくということ。また、必要に応じて電気事業法に基づく報告徴収・立入検査も実施していくべきであるということでございます。そうした記述を少し増やさせていただいているということでございます。

以上で、前回の御議論を踏まえた提言案ということになります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中井座長 どうもありがとうございました。

本日の提言案は、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、前回、第3回の検討会でお示ししました取りまとめ素案を修正したものと承知しております。基本的に御意見は反映されているかと思いますが、本日、御意見あるいはコメントとして今後に向けて、今後を見据えてこういったことに注意しておく必要があるといったようなコメント等、委員の皆さんからいただきたいと思っております。

御発言ありの方は、ウェブ会議内のチャット機能で「発言あり」と入力いただいた上で御発言をお願いしたいと思います。それでは、委員の皆さん、いかがでしょうか。

池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 池邊でございます。

修正等を反映していただきまして、大変丁寧な御説明をありがとうございました。

意見については2点ございます。1点目は、今の資料のうちの市町村の対応のところでございます。市町村及び警察等で連携した連絡会議をつくってということで、これは本当に廃棄物と法制度所管部局、警察が連絡会議も持つということで、有効に機能すればとてもいいと思います。問題はやはりこういう場所は今回のような規制をすればするほど、どんどん奥のほうに、見えないほうにと言ったら変ですけども、特に県境の林地とか、人目のないところいきがちでございます。そういうところが市域であるかという、基本的には郡部等で町村である場合が多いと思いますので、町村の場合には、こういう制度をうまく運用するというのが、警察も含めて、難しいかと思えます。

それで、県のバックアップと、あとは地方広域行政組合としての消防です。基本的には県境とか林地の場合には、県警とかは県境で切れてしまいますけれども、広域地方団体の場合にはもう少し柔軟な対応をしているはずでございます。山火事等や災害のときにも消防は実際に、現地に入っていると思いますのでもし可能であれば、今後の話として協議をしていただき、総務省の管轄も入れていただければと思います。

それから、もう一点、26ページだったと思っておりますけれども、土の搬出箇所を明確にするというところがございます。搬出先の明確化ということで、どこから出た土をどこに出すということを文書で出すということなのですが、これだけでは、不十分です。基本的には何m³の土が出て、それをどこに置くのかというようなこと、面積だけではなくて高さ、

そこに転圧をかけるのか、鋼板塀とかで覆うのかななどを記述すべきです。置かれる部分が、岩盤等である場合には、ただ土を置いただけでは基本的には非常に危険な状態のまま放置されるということになります。

先ほどドローンの利用とかいうお話もありましたので、できましたら航空写真等で搬出先を特定されて、どこのエリアということを確認にして、このエリアに何m³かを明確にする。要するに、面積が決まればそこにどのぐらいの高さで土が盛られるのかということも自動的に計算ができますので、そこまでやらないと、基本的にはどこどこと書けばいい、そして書類を出せばそれで済むというところになってしまいますので、それはかなりの抜け道になるなと思います。

あとは搬出した後の確認です。これは建築確認申請の後の確認のようなものですが、搬出された後、そこが安全に処理されているのかどうかという施工の後の確認、そこまで確実にやっていただくということを入れていただければと思います。

以上でございます。

○中井座長 どうもありがとうございました。

事務局からの対応のコメントは後ほどまとめていただくことにさせていただければと思います。

○池邊委員 もちろんです。急にというわけにはいかないと思いますので、今後のガイドライン等に入れていただいても結構ですし。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、柚木委員、続けてお願いいたします。

○柚木委員 柚木です。よろしく申し上げます。

前回の検討会で言わせていただいた意見等について、太陽光発電の対応も含めて反映いただきましたことに感謝申し上げたいと思います。その上で、確認も含めて2点申し上げたいと思います。

1つは、19ページが一番下のところなのですが、これは規制対象区域について一定の期間ごとに設定区域の見直しを行っていくということで、このところは理解しているかどうか、お伺いしたいと思います。

もう一つはコメントということなのですが、今後の盛土災害の防止に向けてということで、提言案にも記載されておられますけれども、これまで危険な盛土の発生とか崩落の事案については規制の弱い地域、また、農地とか林地などの人目につきにくい地域での発生が非常に見受けられるということでございます。新制度の創設でこの点について隙間なく、しっかりとした規制措置が講じられることを期待するものであります。そのためにはやはり行政と地域住民の方々の協力関係、連携、また、関係機関・団体との相互の連携ということが非常に大事だと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○中井座長 1点御確認ということがありましたけれども。

○柚木委員 後で結構でございますが。

○中井座長 19ページの、ちょっと聞き取りにくかったようなので、もう一度お願いできますか。

○柚木委員 19ページの33行目の段落の点なのですけれども、ここで定期的に、包括的な基礎調査を行う仕組みを構築するべきであると書かれているわけですが、こういう基礎調査等を行った上で、設定区域の見直しとかいったようなことにつなげていくという意味なのかどうかということでございます。

○中井座長 どうぞ。

○堤都市計画課長 都市計画課の堤です。

この基礎調査というのは、区域指定の前提として行うことにしていますので、一旦、最初の区域指定の段階で調査をするわけですけれども、その後も定期的に調査を行いまして、必要があれば区域の見直しをしていくということでございます。

○柚木委員 ありがとうございます。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、執印委員、お願いします。

○執印委員 執印です。どうもありがとうございます。

提言案については非常に分かりやすくまとめているかと思えます。今後のことですが、提言案というところとちょっと先の話ですけれども、資料1でいろいろ点検した結果の取りまとめがございましたけれども、そのところで1,375か所の点検項目に該当する箇所があったというのがありますが、もう一つは、別にそれが直ちに危険というわけではないでしょうけれども、そのリスクをどういうふうに評価していくか。それはもちろん自治体、当該地域のところに任せられると思えますけれども、そのガイドラインみたいなものも将来的には、今まで砂防のほうだと、林野のほうもそうですが、点検要領等がありますけれども、その話とリスクをどういうふうに結びつけるかということのつなぎ目も将来的には必要になるのかなと考えました。

コメントになりますけれども、私の意見は以上となります。よろしいでしょうか。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、勝見委員、お願いいたします。

○勝見委員 提言案を取りまとめいただきまして、どうもありがとうございます。盛土の安全性の確保、それから発生土の利用も含めての適切な処理ということで見させていただいたところです。

1点コメントということで申し上げさせていただきたいのですけれども、今回いろいろなことを実行するに当たって、地方公共団体の役割が非常に重要だと考えています。関係部局間の連絡であるとか人事交流等といったものも挙げられているわけですが、一方で、昨今、地方公共団体は大変厳しい状況になっている。例えば私の専門で言いますと、土木工学の分野ですと、合理化や財政上の理由もあって土木技術者が少なくなっていると

いうこともお聞きしています。そういう自治体の状況を考えますと、そういう中でいろいろなものの執行体制を高めていくというのはなかなか難しいのではないかなど、工夫が必要だと考えております。

そして、自治体の中でも、中のセクションと連絡・連携や交流ということももちろん大事だと思いますけれども、例えば各地方でやっておられる建設副産物にも私は関わっておりますけれども、そういうものの対策連絡協議会、こういった自治体を越えた連携、いろいろな形でされていると思いますけれども、そういうものをうまく支援されるような仕組みも御配慮いただけるとよいのではないかなど考えておりますので、よろしく願いいたします。コメントです。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、続けて、末松委員、お願いできますでしょうか。

○末松委員 ありがとうございます。私からもコメントなのですが、この短期間の間に非常に集中して大変分かりやすく提言書をまとめていただきまして、本当にありがとうございました。地方自治体の立場から、今回この提言の中に先ほど来お話がありますとおり、役割が非常に高くなってきている。特に知事さんにおいての役割が非常に重要化をしているというところでもあります。

その観点から、もともと防災というところから来ておりますけれども、自治体によってはどこが担当するのか、法の中でも、22ページにも書いていただいておりますとおり、都市計画法、森林法、農地法、廃棄物処理法、いろいろな形の中で分かれていたところに横串を刺していただくような連携を重要にしていくというような提言をしていただいたことは大変ありがたいことだと思っております。早急にガイドラインをつくっていただくことと、実効性のあるようにしていかなければならないと考えておりますので、このことにおきまして、今後、情報共有、それからガイドラインをつくただけで終わることなくいろいろな中で実効性のある取組をしていくためにも、ぜひ国からのいろいろな御指導を賜りたいと思っております。

随所に地方公共団体と国との役割のお話も提言書にまとめていただいておりますので、大変分かりやすいものになっていると思っております。

コメントでございます。ありがとうございました。

○中井座長 どうもありがとうございました。

では、続けて、武山委員、お願いいたします。

○武山委員 武山です。

私も皆様と同様の意見でして、大変多岐にわたる膨大な議論をこの短期間で、まさに隙間なくおまとめいただいたことに心より感謝を申し上げます。参考資料でお示しいただいている資料なども大変分かりやすいと感じております。

私もコメントを1点です。先ほど来、勝見先生、執印先生、また、ただいま鈴鹿市長か

らも御意見がありました。結局、各自治体の皆様が実行しやすいガイドラインなり実行方法というものを最終的に提示することが何より重要だろうと思うわけです。その際に、この取りまとめの15ページの26行目辺りの文章に、躊躇なくこれを行い、厳正に対処すべきであるというふうに明言されたことは非常に心強いメッセージだろうと思うわけです。やはり現場の方が、国からの指導なり国の方針というものをある意味外圧的に使える。それを盾にという言い方が正しいかどうか分からないですけれども、そういったことを用いながら現場で指導に当たれる体制ができるということは、非常に現場の皆さんにとって心強いだろうと思います。

そういった意味で、ここに書かれている災害危険性の高い盛土、これをいかに具体的に客観的に判断できるかということ現場の皆さんにお示しすることが重要だろうと思っています。

執印委員からは、もちろんこれは現場それぞれで異なるだろうという御発言もありました。当然そうだと思います。ただ、ある一定の基準もないと、現場の方はやはり指導しにくい、対処しづらいという現場を多く見ます。農地の転用の問題とか農地の運用の問題でも、昨今やはり農業委員の皆様は、基準が曖昧なのでどちらに判断していいか分からない。結局は、そういう意味では判断できないからこそ指導に当たれないという局面を私も多く拝見しております。そういった意味では、この災害危険性の高い盛土の判断を現場の方が客観的に行えるような仕組みをぜひ期待したいと思います。

繰り返しになりますけれども、地方自治体の皆様というのは、現場の地域の皆さんと一体的に物事を動かしているだけに、信頼関係が非常に重要だと思うのです。ですから、やはり客観的な基準に基づいて運用できるということの重要性が高いと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

意見でした。以上です。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、続けて、内田委員、お願いいたします。

○内田委員 内田です。よろしく申し上げます。

私も提言について特に意見があるわけではなくて、これについては前回の議論を踏まえていただいたと思っております。

その上で、ガイドラインとか将来に向けてのコメントを1つさせていただければと思っています。今回の提言はかなり多岐にわたる内容が含まれていると思います。例えば危険な盛土を総点検の結果を踏まえて詳細な調査をするであったり、必要な応急対策をするであったり、また、将来に向けて新たな危険な盛土が増えないように監視をするとか、さらに、盛土の安全基準みたいなものを全国一律でつくるとか、多岐にわたる技術的な項目が含まれていると思います。

一方で、気候変動の話も出てきていますが、なかなか将来生じることの全てを我々が万全に予測できるというわけにはいかない部分があると思っています。また、今の技術で、

先ほど挙げた多岐にわたる技術的な課題に対して十分に対応できるのかと言われると、そうではない部分も多少はあるのではないかと考えています。

そういう意味でも、まず、いろいろな新しい技術を使うような方向でガイドラインを検討していただくことが大事だろうと思います。さらに言えば、中期的に見たときに新たな技術開発を促すような仕組みみたいなものも大事だったりするのではないかなと考えています。例えば、こういう監視技術が不足していますとか、こういう危険度を評価する技術が不足していますみたいなことをガイドライン等で明示していくことが民間も含めた技術開発のきっかけになればと思います。

私からは以上です。

○中井座長 どうもありがとうございます。

今のところ御発言ありをいただいているのは以上の皆さんかと思いますがけれども、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

大関委員、どうぞ。

○大関委員 産総研の大関です。遅れて参加しまして、今参加しましたので、前半の御説明とかほかの委員の先生方のコメントは聞いていませんので、重複等ありましたらすみません。基本的に報告書の事前にお送りしていただいたものを見た上での発言になります。

報告書の取りまとめ、事務局の方々、どうもありがとうございました。本検討においては、検討会において盛土の開発目的の違いというのは大きくは議論されていなかったと思いますが、今回、注目のある分野として太陽光について追加がありましたので、それについてのコメントをさせていただきたいと思います。

まず、開発の目的によらず、太陽光にもよらず、新法を含め、盛土とか土木造成に関する関連法令を、その基準がありますでしょうし、それをしっかりと遵守させることが重要なのだと思っています。その上で、太陽光特有の設置に関する関連法令というのもまた別途あると思いますので、それとうまく連携して適切にやっていただく。太陽光の適切なものがしっかりと入っていくこと、既にあるものに関しては場合によっては是正されるということに資することを期待しているものです。

報告書における現行の規制とか今後の対応の方針についてもまとめていただいて、ありがとうございます。これらについて追加の意見は特にありませんので、しっかりと実行していただくということかと思っています。

太陽光に限ったことではないですけども、省庁と自治体における情報共有の仕組みについては、今回これをきっかけにということで一時的なものにならないように継続的に実施できる体制をしっかりと整えていただければと思っています。

幾つかの事例において太陽光の安全性に懸念があるというのは我々も認識をしています。本来は行政の規制強化というわけではなくて、業界側が自ら律して事業規律を高めることが重要であると認識はしているものの、現状では優良な事業者の競争力強化がそれによって落ちているということもありますので、よくない事業ができなくなるような取り締

まりの強化が必要なフェーズだと考えています。

いろいろな執行においては大変なこともあると思いますが、自治体を含め、エンフォースメント強化について、ぜひよろしく願いできればと思います。

私からは以上になります。

○中井座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

それでは、ここで、御欠席の委員から御意見をいただいておりますので、ちょっと御紹介をしたいと思います。時間の都合もございますので、私から読み上げることにしてよろしいですか。

それでは、本日御欠席の櫻井委員からの御意見です。読み上げさせていただきます。

提言案については、通常見落とされがちな法執行の問題や新制度に踏み込んだ内容となっており、全体として有意義なものとして評価できます。以下、今後を見据え、若干のコメントを申し上げます。

第1に、関係省庁が多岐にわたることから、内閣府及び内閣官房におかれましては、取りこぼしのないよう、特段の配慮をもって引き続き御調整を図られたくお願いいたします。

第2に、太陽光発電について記述が設けられたことは了としますが、エネルギー関連の新規分野といえども、安全問題につき特別扱いは許されず、関係省庁におかれましては、この点よくよく留意いただくよう重ねてお願いする次第です。

第3に、国・地方関係については、国民から見れば、今日一段の成熟性が要請される段階に来ており、既存の法的ドグマに拘泥されることなく、両者相携えて地域の安全性向上に寄与していただきたいと考えております。

以上です。

もうお一方、本日御欠席の袖野委員からも御意見を頂戴しておりますので、読み上げさせていただきます。

資料2の3、資料2の3というのはただいまの取りまとめ案かと思いますが、コメントさせていただきます。新たな法制度と様々な既存関係法令を活用して危険な盛土の発生を防止していく方針をお示しいただいていると思いますが、ぜひ縦割りの運用とならないよう、22ページにも記載いただいておりますが、関係法令部局間の積極的な連携を図って、効果的な制度運用をしていただきたいです。

また、28ページにマニフェスト管理の強化を記載いただいておりますが、建設系廃棄物は今もなお不法投棄事案の大半を占めていることから、排出事業者が廃棄物の行方をトレースしやすくなるよう、電子マニフェストの利用を促進することは重要だと思います。例えば建設発注工事において、電子マニフェストの使用を義務づけている自治体もあり、環境省と国土交通省が連携してこうした取組の後押しをしていただければと思います。

なお、これらのコメントについては、取りまとめ案の特段の修文を求めているものではありません。

以上でございます。

ほかの委員の皆さん、御発言ございますか。

本日、参考3ということで提言概要も出されているのですが、これを事務局からちょっと御説明いただけますか。

○盛谷社会資本整備政策課長 国交省社会資本整備政策課長の盛谷でございます。

参考3ということで、この提言を取りまとめいただいた後の話でございますけれども、今の提言案をベースにいたしまして、このように概要ペーパーということでまとめをさせていただいております。基本的に現行制度とか総点検の概要につきましては割愛と申しますか、飛ばさせていただいておりますけれども、対策として重要な危険な盛土箇所に関する対策と、2. にありますけれども、危険な盛土等の発生を防止するための仕組みということで、大きく2つのくくりで整理をさせていただいているということでございます。

ともに基本的な考え方を掲げさせていただいております、危険な盛土箇所に関する対策の基本的な考え方といたしましては、盛土の総点検等で確認された災害危険性の高い盛土について、安全性を確保するための対策を早期に実施することが必要であると。対策に当たりましては、行為者等による是正措置を基本としつつ、対応が困難な場合には地方公共団体等が危険箇所対策を実施するとともに、国は地方公共団体等に対して支援を行っていくといった基本的な考え方でございます。

具体的な対応策について、先ほど申し上げましたようなことを簡単に整理させていただいているところでございます。

2. のところにつきましても、基本的な考え方がございます。崩落等により人家特に影響を与えないよう、危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール、新たな法制度の創設ということで規制を強化していくべきであるということでございます。

廃棄物が混じっていない土につきましては、自然由来のものでありますので、適切に活用し、または自然に還していくべきものであるということ。廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは適当ではないということでございます。廃棄物混じり土につきましては、廃棄物と土をできるだけ分別の上、廃棄物処理法に従って廃棄物を処理することを基本とするということでございます。

また、新たな法制度を実効性のあるものとするためには、法の施行体制・能力の強化が必要ということございまして、特に不法盛土への対処体制をしっかりと確立すべきであるということでございます。さらには、新たな法制度の創設と併せまして、建設現場から搬出される土につきましても、搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要であるということ。加えまして、廃棄物混じり土の発生を防止するために建設現場等における土と廃棄物の分別促進、適正処理の徹底を図っていく必要があるということを基本的な考え方といたしまして、先ほどの提言案にございました対応策ということで、新たな法制度の創設、法施行体制・能力の強化、土の搬出先の明確化、廃棄物混じり盛土の発生防止、その他ということで、土壌汚染ですとか太陽光への対応を整理しているところでござい

す。

今後、特に問題ないようでしたら、この提言について、こうした資料も使って御紹介をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、概要も含めて、委員の皆さんから、まだ少し時間がございますので、御発言を受けられるかと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、中島委員、それから阪本委員の順でお願いをいたします。

○中島委員 中島です。

先ほどの武山委員からの意見に関連するのですけれども、躊躇なくという言葉が出てきたのですが、これは過去の例から見て、何か不適正な事案があっても、自治体の方々が何か処分をするときに躊躇してしまった例があるということから来ているのではないかと思うのです。そのときに躊躇してしまった理由が明確になれば、それに対する今後の法制度の立てつけのときの考え方に反映するといったようなことで対応できるのではないかと思うのですけれども、その辺りは何が原因で躊躇したのかというようなことまで本当はきっちり分析をしていかなければならないのではないかと考えていました。

もう一つ、躊躇なくという言葉が今回使われているのが、危険な盛土が判明しているところに対して、今後どうするかというところにあるのですけれども、新たな法制度のところでは、そういった記述があまり見受けられないので、そこら辺の関係がどうなっているのだろうかというのがちょっと気になったところではありました。具体的に何か修文をするということを申し上げているわけではなくて、考え方を確認したかったということでございます。お願いします。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、続けて、阪本委員、お願いできますか。

○阪本委員 どうもありがとうございます。阪本です。申し訳ありませんが、遅れて参加しましたので、前段の議論と重複してしまうところがあるかもしれませんが、発言させていただければと思います。

提言案についてはこのとおりでいいと思っております、特に災害危険性の高い盛土という言葉が今回新しく明示していただき、さらに、それに対する対策の重要性を訴えていただいている点は大変重要だと思っております。

今後、御検討いただきたい点として3点あり、1点目が避難情報発信のあり方についてです。特に災害危険性の高い盛土がある地域に対する避難情報をどのように発信していくのか。そこは詳細に御検討いただければと思います。

2点目がハザードマップへの記載についてもぜひ御検討いただければと思います。

3点目は危険な盛土のある地域に住家がかかってしまった場合、そのような人に対する補助の仕組みなども御検討いただければと思います。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、山脇委員、お願いできますか。

○山脇委員 山脇です。よろしくお願いします。

取りまとめをどうもありがとうございました。1点だけです。適切な盛土の場所を確保していかれるということで、非常に良いことだと思うのですけれども、一方で、受入れの盛土のところの基準が厳しくなると、発生土の行き場がなくなってしまうということになって、逆に不適正な盛土も出てくる可能性があるかと思えますので、もちろんお考えだと思いますけれども、全体的な発生土の需給を見ながら、公共も関与しながら適切な発生土の受入地を確保していくということも一方では重要なのではないかと思いました。

以上でございます。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 すみません。2度目の発言になりまして申し訳ございません。

1点、先ほど非常に気になった部分というのが、盛土とか、あるいは森林の中にそういう隠された盛土のある下の部分の敷地に、昨今では高齢者施設が造られている場合が非常に多く見受けられます。これは都市近郊でも見られますし、かなり山村部のようなところでもそういう場所に、土地が安いということや、人里離れたところで見えにくいとかいろいろな条件があるのだろうと思えますけれども、そんなことも考えますと、やはり今回のものをきちんと運用しないと、それでまたゲリラ豪雨のような、今度の熱海のような事故が起きて、そういった高齢者施設あるいは医療施設などが災害に遭うというようなことがないように、ぜひその辺のチェックもお願いしたいと思えます。これは付け加えの話です。よろしくお願いいたします。

○中井座長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、意見交換、議論はこの辺にさせていただいて、今まで出てきた多くは今後に向けてのコメントだったかと思えますけれども、事務局のほうから御発言はございますか。どうぞ。

○鎌原建設業課長 建設業課長の鎌原と申します。

池邊委員のほうから、26ページの搬出先の明確化のところにつきまして、搬出先での盛土の高さですとか転圧の実施など、適正に処理されていることの確認を求めるべきではないかという御指摘をいただきました。基本的には今回、新たな法制度と連携をしまして、ここの部分の実効性といいますか、効果的にやっていきたいと思っております。搬出先で適正に盛土がなされるということは、新法の規制の枠組みでも担保されるのではないかと考えてございますが、いずれにしても御指摘を踏まえまして、制度化の段階でしっかり検討していきたいと思っております。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

事務局、ほかからは大丈夫ですか。特にございませんか。

○堤都市計画課長 国交省都市計画課長の堤でございます。

地方公共団体の役割ですとか執行体制について、多くの御意見をいただきました。我々としても非常に重要な御指摘だと受け止めております。

新制度におきましては、都道府県知事が主体的な役割を担うことを想定していますが、各自治体において体制の整備ですとか人員、あるいは予算の確保が必要となっておりま。これにつきまして、国としても最大限の支援を行っていきたいと考えております。

マニュアルですとかガイドラインが必要になりますが、それをできるだけ早くお示ししたいと思っておりますし、説明会も数多く開催すると。また、そうした全体的な対応だけではなくて、個別のコンサルティングみたいな形で、場合によっては国から職員を派遣する等によってしっかりとサポートを行っていきたいと思っております。

いずれにしても、危険な盛土防止ということで、国としてしっかりとした指針を示しながら、きめ細やかな支援を自治体に対して行っていきたいと思っております。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうはもうよろしいでしょうか。どうぞ。

○横山参事官 念のためにですけれども、櫻井先生からの御指摘にありましたが、政府の体制を内閣官房や内閣府も今後の調整方しっかり続けるようにという御指摘をいただきました。関係省庁とも今、連絡会議というのを政府で立ち上げてございますけれども、この体制を維持しながら、法の執行、それぞれつかさつかさは関係省庁にやっていただく面があるのはあるのですけれども、政府全体としてもこの問題をしっかりフォローしていくように連携を続けてまいりたいと思っております。

それから、内閣府防災プロパーで、関係省庁とももちろん連携しての話で、避難情報の話が少し出ました。提言案でも触れてはいますが、実際に災害の危険性のある盛土が見つかって対策をするまでの間の情報をどのように自治体に、住民の方々に的確に出していただくかというのは大きな課題だと思っております。ここも関係省庁と連携しながら自治体にしっかり御判断いただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

内閣府防災プロパーの問題としては以上でございます。

○中井座長 ありがとうございます。

ほかに事務局からの御発言はございますか。よろしいですか。

ありがとうございます。委員の皆さんからの意見、それへの対応のコメントも一通り出そろったと思います。

それでは、この提言案、本日、私の理解では、委員の皆さんからは御了承いただけているものと理解をしておりますけれども、再度、てにをは等々のチェック、精査等をさせて

いただきたいと思っておりますので、最終的な取扱いについては、座長である私に御一任いただくということによろしゅうございますでしょうか。

オンラインだとここがやりにくいところなのですけれども、特に異議がないということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきたいと思っております。

詳細につきましては、また事務局より委員の皆さんにお知らせするという事にさせていただきます。

それでは、本日の予定しておりました議事はこれで終了でございます。

進行をここで事務局にお返ししたいと思います。

○横山参事官 中井座長、ありがとうございました。委員の方々も活発な御議論をありがとうございます。

閉会の締めで挨拶等の時間を取りたいと思っております。この辺についてカメラ撮りをしていただこうと思っておりますので、これよりマスコミの方に入室いただきますので、準備のためにしばらくお待ちいただければと思います。よろしく願いいたします。

(報道関係者入室)

○横山参事官 それでは、内閣府政策統括官(防災担当)の榊より御挨拶を申し上げます。

○榊政策統括官 内閣府政策統括官の榊でございます。

委員の皆様方におかれましては、これまで4回にわたって本検討会に参加をいただき、熱心に御議論を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。最後に一言御挨拶を申し上げます。

本年7月3日、静岡県熱海市で発生いたしました土石流災害につきましては、改めてお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

二度とこうした災害が起こらないよう、盛土による災害の防止に向けた対応方策等について検討するため、9月30日に本検討会を立ち上げ、これまで4回にわたって精力的に御議論をいただきました。委員の皆様方には、盛土の総点検や関係団体へのヒアリングを踏まえ、危険な盛土箇所への対策や危険な盛土の発生を防止するための仕組みの在り方等について、それぞれ御専門の立場から幅広く御意見をいただき、改めて感謝申し上げます。

本日、皆様からいただいた御意見も踏まえ、座長とも御相談の上、年内にも本検討会の提言として正式に取りまとめたいと考えております。

今回の提言では、関係機関が盛土による災害の防止に向けて取り組んでいくべき内容について幅広く、また、かなり踏み込んでお取りまとめいただいたと考えております。この提言を踏まえ、既に着手しているもの、あるいは準備にかかっているものもございしますが、政府全体で速やかに対応してまいりたいと存じます。

最後になりますが、これまでの検討会への御協力に改めて感謝を申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○横山参事官 ありがとうございます。

最後に、中井座長より御挨拶をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

○中井座長 それでは、盛土による災害防止に関する検討会を終えるに当たりまして、私、座長の中井からも一言御挨拶申し上げます。

本年7月の熱海の土石流災害におかれましては、亡くなられた方にはお悔やみ申し上げるとともに、被災された方にまずはお見舞い申し上げたいと思います。

この盛土による災害の防止に関する検討会、大変短い期間ではございましたけれども、委員の皆さんに大変熱心に御議論いただき、また、各省連携ということで関連する各省から出ていただきまして、事務局にも大変御努力いただきまして、本日、ほぼ取りまとめに至ることができました。座長として、委員の皆さん、事務局の皆さんに御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本日の取りまとめでございますけれども、第1には、本日、盛土に関する点検結果が示されておりまして、この中で2万8152か所中1,375か所について、法令手続との関係で課題があるものが明らかにされております。これらの盛土1,375か所につきましては、直ちに危険なものではないとは認識しておりますけれども、今日はそういう御説明もございましたけれども、必要な法令手続が取られていない、あるいは廃棄物の投棄が確認されているといったように、基本的にはあってはならない盛土だということでございますので、速やかな行政上の措置、あるいは必要な災害防止措置がまだ目視の段階では確認できていないというものについては、詳細調査等を速やかに進めていただきたいと思います。

2番目に新たな法制度ということを提言の中で延べさせていただいております。これまで都市地域、農業地域、森林地域、それぞれの地域ごとに盛土については許可制度があったわけですが、これらに加えて、今回新たな国としての一律の法規制を導入するというので、大変踏み込んだ内容のことが提言に込められたのではないかと考えております。法の執行につきましても、提言の中では書き込ませていただいて、ガイドライン等も含めて適正に新しい仕組みについて執行していただけることを期待しております。

さらに3番目に、盛土を管理するという観点から非常に重要な建設発生土のいわばマネジメントに係る提言も含めることができたということは、この検討会として委員の皆さんにしっかりと議論していただいた結果なのではなかったかと考えております。

本提言の実行には、国、都道府県、市町村、さらには民間事業者の皆さんが一丸となった取組が必要でございます。国においては引き続き、各省連携の下に提言の実現に向けての案件と予算措置といったようなものを御検討いただきたいと思います。地方公共団体、民間事業者の皆さんの御協力も必要です。国の支援の下で最大限の御協力を求めたいと考えております。盛土を原因として人命や財産が損なわれるということが二度とありませんことを願ってやみません。

以上をもちまして、簡単ではございますけれども、座長としての挨拶とさせていただきます。委員の皆さん、事務局の皆さん、本当にどうもありがとうございました。

○横山参事官 ありがとうございました。

中井座長をはじめとする委員の皆様方、短期集中で、いろいろ日程も二転三転しまして事務局としても御迷惑をかけたと思っておりますが、精力的な御議論、御検討をありがとうございました。今後とも引き続き御指導、御助言をよろしく願いたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。